開発事業に関する技術基準

西　　脇　　市

目　　次

別表第１	開発計画事前協議申出書添付図書		P. 3～ 6
別表第２	土地造成基準		P. 7～14
別表第３	看板の設置		P.15
別表第４の１	共用施設設置基準	集会所	P.16
別表第４の２	〃	防犯施設	P.16
別表第４の３	〃	ごみ集積所	P.17～18
別表第５	公共施設	道路設置基準	P.19～38
別表第６	〃	公園設置基準	P.39～40
別表第７	〃	排水施設設置基準	P.41～44
別表第８	〃	下水道設置基準	P.45
別表第９	32条協議様式		P.47～48
別表第10	公共施設等の引継要領		P.49～54
別表第11	開発等のフローチャート（参考例）		P.55
別表第12	開発工事が完了してからの手続フローチャート（例）		P.56
別表第13	各公共公益施設等整備一覧表（例）及び記入例		P.57～59

開発事業に関する技術基準

1　趣旨

この基準は、「西脇市開発指導要綱(平成17年西脇市告示第86号)」の規定に基づき、開発事業に伴う公共施設等の整備（以下「施設整備」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。

2　通則

施設整備に関する技術上の基本事項は、都市計画法（昭和43年法律第 100号）に定める開発許可の基準及び兵庫県が定める「開発許可制度に関する技術的基準」（以下「県の定める基準」という。）及び宅地造成規制法等によるほか、この基準に定めるところによる。

国・県等の定める上位法令より基準を上まわる場合は、この基準の適用を受けるものとする。

3　平成17年10月１日　制定

別表第１

開発計画事前協議申出書添付図書

名称・縮尺	明　示　す　べ　き　事　項	備　　考
⑴ 開発区域 位置図 1／10,000 以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　開発区域周辺の都市施設並びに都市計画施設の位置及び名称 4　交通機関の名称及び経路 5　開発区域内外の雨水、汚水の流末及び河川への経路	1　市の地図を利用 2　地図(地形図)に表示
⑵ 開発区域 位置図 1／2,500 以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　土地の形状 4　市境界 5　町又は字界と名称 6　凡例	相当範囲の周辺区域を含む。
⑶ 現況図 1／1,000 以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　地形 4　開発区域並びに周辺の公共施設等の位置、形状及び名称 5　行為の妨げとなる権利を有する者の工作物等の物件	1　相当範囲の周辺区域を含む。 2　等高線は、２ｍの標高差を示すものであること。
⑷ 土地利用 計画図 1／1,000 以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　工区界 4　公共施設等の位置、形状、名称 5　予定建築物の敷地の形状 6　予定建築物の位置、形状及び用途 7　駐車場の位置、形状及び区画 8　看板の位置(倉庫及び工場の場合) 9　凡例	予定建築物の用途について住宅、共同住宅、店舗、工場、倉庫等と具体的に各敷地ごとに記入
⑸ 造成計画 平面図 1／500以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　切土又は盛土の色分け 4　がけ、擁壁の位置、形状及び記号 5　道路の位置、形状、幅員、隅切り斜長、中心線、測点、こう配、計画高、曲線部分の曲線長及び曲線半径記号 6　敷地の形状及び計画高 7　街区の長辺及び短辺の長さ	1　現況線は、細線で表示 2　等高線は、２ｍの標高差を示すもの 3　切土部分は黄、盛土部分は緑の各々淡色で色分けする。

	8　公園、緑地、消防水利施設、その他の公共施設の位置、形状、規模及び名称（電柱等を含む。） 9　工区界 10　地形（現況線） 11　横断線の位置及び記号 12　ベンチマークの位置及び高さ 13　凡例	4　道路、水路、擁壁、法面、公園、緑地等をそれぞれ色分けする。
⑹ 造成計画 縦横断図 1／500以上	1　縦横断面線記号 2　開発区域境界位置 3　基準線（Ｄ．Ｌ） 4　現地盤面と計画地盤面 5　切土又は盛土の色分け 6　計画地盤高 7　がけ、擁壁、道路の位置、形状及び記号 8　ＢＯＸカルバート、集水暗きょ、その他構造物の位置、形状及び記号 9　土羽の位置、形状及び勾配 10　凡例	1　現況線は、細線で表示する。 2　切土部分は黄、盛土部分は緑の各々淡色で色分けする。 3　開発区域境界付近は、必要な範囲の周辺区域を含んだもの
⑺ 排水施設 計画平面図 1／500以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　排水施設の位置、種類、形状、断面、内法寸法、こう配及び記号 4　水の流れの方向 5　吐口の位置 6　放流先河川及び水路の名称 7　流量計算書との照合符号 8　道路、公園その他の公共施設及び予定建築物の敷地等の計画高 9　汚水処理施設の位置及び形状 10　凡例	1　放流河川、水路の図示に必要な範囲の周辺区域を含んだもの 2　流量計算書を添付すること。
⑻ 道路計画 縦横断面図 1／500以上	1　測点 2　こう配（％） 3　計画地盤面及び高さ 4　短距離及び追加距離 5　基準線（Ｄ．Ｌ） 6　道路記号	開発区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の周辺区域を含んだものであること。
⑼ がけ断面図 1／50以上	1　がけの記号 2　がけの高さ及びこう配 3　がけの保護の方法	現況線は、細線で表示する。

	4　がけの上下の地盤面 5　現況地盤面	
⑽ 道路構成図 1／50以上	1　道路の幅員及び構成 2　横断こう配（%） 3　路面及び路盤の材料、品質、形状及び寸法 4　側溝、埋設管、電柱等の位置、形状及び寸法 5　道路の記号	
⑾ 防災計画図 1／1,000 以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　等高線 4　計画道路の位置 5　断切りの位置 6　表土の除去範囲 7　ヘドロの除去範囲及び深さ 8　工事中の雨水排水経路及び流土計画 9　防災施設の位置、形状、寸法及び名称 10　防災施設の設置時期及び期間 11　凡例	1　相当範囲の周辺区域を含んだものとする。 2　防災計画説明書を添付すること。
⑿ 排水流域図 1/1,000 以上	1　方位 2　開発区域の境界朱（朱線書） 3　集水系統のブロック別色分け 4　地表水及び排水施設の水の流れ方向 5　流量計算書との照合符号 6　放流先水路断面	開発区域外の集水状況の図示に必要な範囲の周辺区域を含んだもの
⒀ 日照図 1／1,000 以上	３階以上又は高さ10m以上の建築物日影を冬至における午前８時から午後４時まで記入する。	日影部分の土地建物等の位置、形状、名称、所有者及び居住者名を記入
⒁ 字限図及び 地籍図	1　方位 2　開発区域の境界（朱線書） 3　地番及び筆界 4　里　　道（赤色） 5　水　　路（青色）	字限図については、法務局で転写又はコピーしたもの
⒂ 土砂及び建設資材等の	1　方位 2　往路（赤）と復路（青） 3　安全施設及び対策	主要幹線道路から開発区域までを明示すること。

搬出入経路図 1/2,500以上	4　使用車両の型式、規格及び台数 5　車両の運行時間及び一日の台数	
⑯ 建築物計画図	1　配置図 2　各階平面図 3　立面図 4　断面図	各斜線制限を表示
⑰ 土地登記簿謄本	開発区域内地番全部	
⑱ 同意書等 （特記以外は協議書で可）	1　開発区域土地所有者及び抵当権者等（同意書） 2　同上の印鑑証明書 3　開発区域隣接土地所有者 4　不同意の場合は協議経過報告書	

※1　各図面のうち、1枚にまとめて記入できるものは、統合して差し支えないが、名称は併記しておくこと。不要図面等は省略可。

2　提出部数は、申請書も含めて**2**部とするが、計画内容、規模等により提出部数が増加する場合があるため、申請前に市の指示を受けること。

（図面等は、名称等の付箋を付けること。）

3　協議関係課について（各課名は、各年度の組織表を参考のこと。）

総括主管課	建築指導担当課
道路施設(防犯灯等)	土木担当課及び道路管理担当課
排水施設	土木担当課及び下水道担当課
汚水施設	下水道担当課及び生活環境担当課
公園・緑地	公園管理担当課
消防水利施設	西脇多可行政事務組合及び福祉担当課
給水施設	上水道管理担当課
駐車場施設	建築指導担当課
ごみ集積所	北播磨清掃事務組合「みどり園」及び生活環境担当課
集会所	建築指導担当課
文化財	教育委員会
都市計画施設	都市計画担当課

事務の流れ（参考）

開発計画
事前協議申請
（2部）提出

詳細は別表
第11を参照

1　本協議書を建築指導担当課へ提出
2　関係各課との協議
3　建築指導担当課より申請者へ協議の回答
4　都市計画法第32条協議書提出（必要時）
5　都市計画法第32条回答（必要時）
6　都市計画法第29条申請（必要時）

別表第２

土　地　造　成　基　準

１　設計計画の基本

⑴　開発区域内の土地が軟弱な地盤の場合、又はがけ崩れ、出水等のおそれがある場合は、地盤改良、擁壁又は、水路の設置等安全上及び防災上必要な措置を講ずること。

⑵　長大がけ及びのり（垂直高５ｍ以上）の上端、下端には、道路等の公共空地を配し、直接宅地に接しないような配置計画とすること。

２　地盤等に関する設計計画

⑴　開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下、又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜き等の措置を講ずること。

⑵　開発行為によってがけが生じる場合は、当該がけの上端に続く地盤面の雨水、その他の地表水は、当該がけの反対の方向に流れるような措置を講ずること。

⑶　切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打、土の置換え等の措置を講ずること。

⑷　盛土をする場合には、盛土に雨水、その他の地表水の浸透によるゆるみ沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置を講ずること。

⑸　著しく傾斜している土地において盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置を講ずること。

⑹　谷筋等の傾斜地において盛土を行う場合においては、災害の防止上、必要に応じ盛土の適当な箇所にその高さの１／５以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を暗きょ排水と共に埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。

３　擁壁等の設計計画

⑴　開発行為によって生じるがけ面及びのり面は、擁壁、石張り、芝張り、モルタル吹き付け等により風化その他の侵食に対して保護しなければならない。なお、擁壁で覆わないがけ又はのりにあっては直高５ｍ以内ごとに適当な犬走り（２ｍ以上）を設け、必要な排水施設を設置すること。

⑵　切土をした土地の部分に生じる高さが２ｍを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが１ｍを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生じる高さ２ｍを超えるがけのがけ面は擁壁を設置しなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次のア又はイに該当するがけ面については、この限りではない。

ア　土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じこう配が同表の中欄の角度以下のもの

イ　土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じこう配が同表の中欄の角度を超え、同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離５m以内の部分。この場合において、アに該当するがけの部分により上 下に分離されたがけの部分があるときは、アに該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

土　　質	擁壁を要しないこう配の上限	擁壁を要するこう配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	45度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35度	45度

ウ　その他、土質試験等により地盤の安定計算をした結果、擁壁の設置が必要でないと確かめられた場合

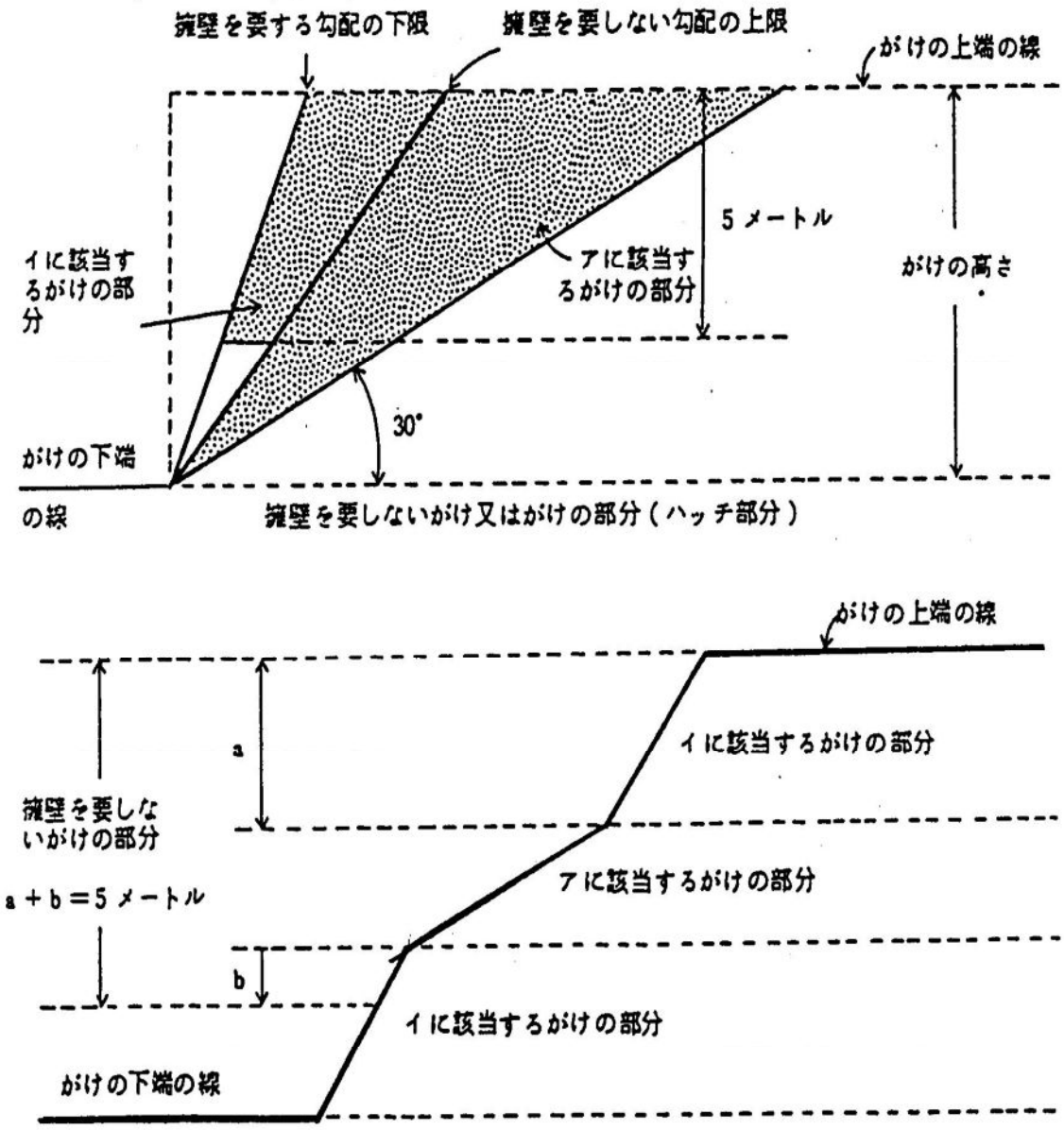

⑶　前号により設置される擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知練積み造、その他の練積み造のものとしなければならない。ただし、高さが５ｍを超える擁壁は、練積み造とすることはできない。

⑷　擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次のアからエまでに該当することが確かめられたものであること。

ア　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

ウ　土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

エ　土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

土　　質	単位体積重量１ｍ3当たり	度圧係数
１　砂利又は砂	1.8ｔ	0.35
２　砂質土	1.7ｔ	0.40
３　シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6ｔ	0.50

土　　質	摩擦係数
１　岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
２　砂質土	0.4
３　シルト、粘土又はこれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15㎝までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

⑸　擁壁には、その裏面の排水をよくするため壁面の面積３㎡以内に１本以上の水抜き穴（内径75㎜以上の耐水材料のもの）を、また擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には砂利等の透水層（最低30㎝以上の厚みのもの）を設けること。

⑹　開発行為によって生じるがけのがけ面を覆う擁壁で高さ２ｍを超えるものについては、この基準によるもののほか、宅地造成等規制法及び建築基準法の技術的基準に準じること。

（注）　開発行為によって生じる「がけ」とは、地表面が水平に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「がけ面」とは、その地表面をいう。また、小段等によって上下に分離されたがけがある場合は、下層のがけ面の下端を含み、かつ水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけは一体のものとみなす。

土質別の練積造擁壁

土質		擁壁				透水層		根入れ深さ
		こう配度	高さ m	上端厚さ cm	下端厚さ cm	上端厚さ cm	下端厚さ cm	cm
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂 内部摩擦角40度以上	75以下 (0.27)	2 以下	40	40	30	40	35
			3 以下		50			45
		70以下 (0.37)	2 以下		40		40	35
			3 以下		45			45
			4 以下		50		50	60
		65以下 (0.47)	3 以下		40		40	45
			4 以下		45		50	60
			5 以下		60		60	75
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの 内部摩擦角35度以上	75以下 (0.27)	2 以下	40	50	30	40	35
			3 以下		70			45
		70以下 (0.37)	2 以下		45		40	35
			3 以下		60			45
			4 以下		75		50	60
		65以下 (0.47)	2 以下		40		40	35
			3 以下		50			45
			4 以下		65		50	60
			5 以下		80		60	75
第3種	その他の土質 内部摩擦角25度以上	75以下 (0.27)	2 以下	70	85	30	40	45
			3 以下		90			60
		70以下 (0.37)	2 以下		75		40	45
			3 以下		85			60
			4 以下		105		50	80
		65以下 (0.47)	2 以下		70		40	45
			3 以下		80			60
			4 以下		95		50	80
			5 以下		120		60	100
原則は第３種を適用し、他は土質試験等の結果により適用する。								

切土工標準図

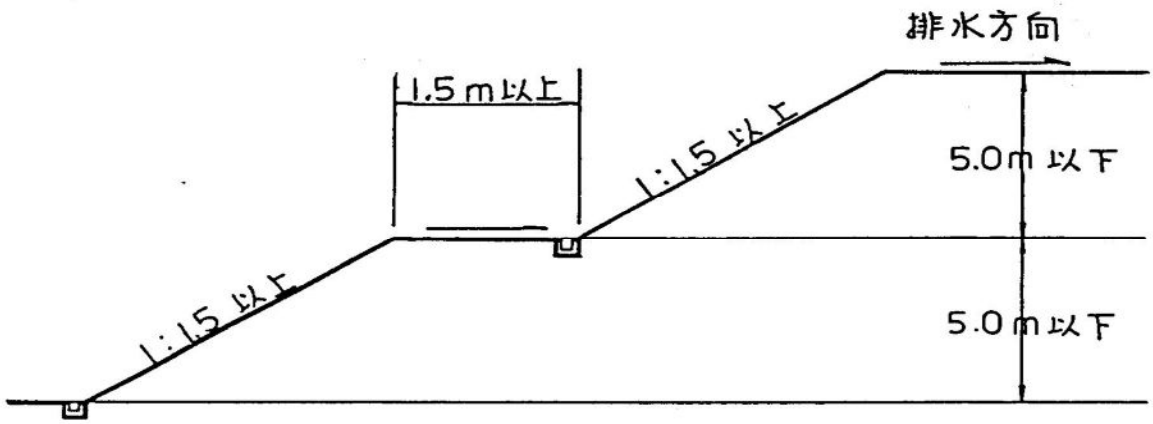

盛土工標準図

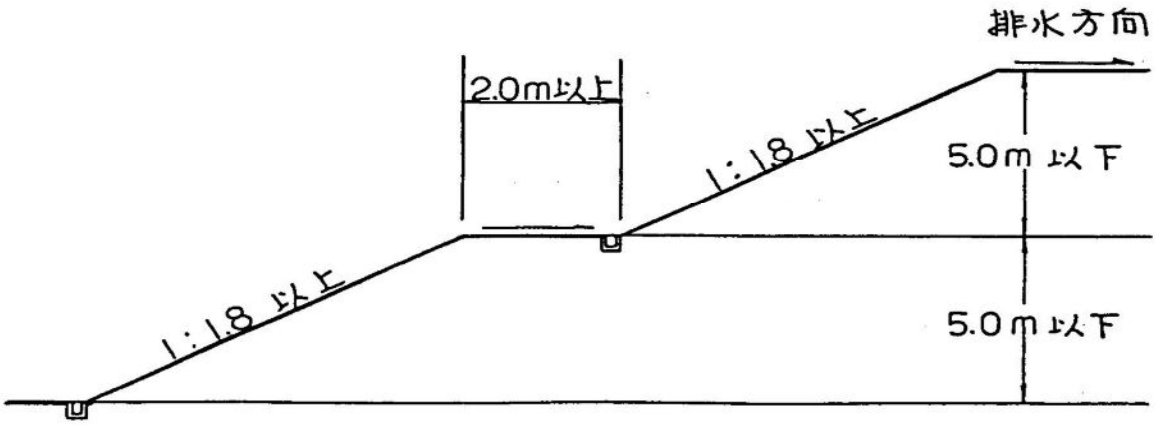

（注意）

⑴　石材、その他の組積材は、控え長さを30cm以上とすること。

⑵　根入れ深さは土質が第１種、第２種に該当するものは、高さの15/100（その値が35cmに満たない時は35cm）以上、その他の土質に該当するものは、高さの20/100（その値が45cmに満たない時は45cm）以上とする。

⑶　擁壁の上部に土羽がある場合の擁壁の高さは、擁壁高さに土羽高さを加えたものとする。この場合、擁壁の上端の厚さは、擁壁高さと土羽高さとの比例配分により算出するものとする。

＜練積擁壁設計例＞（第３種土質のこう配65°以下の場合）

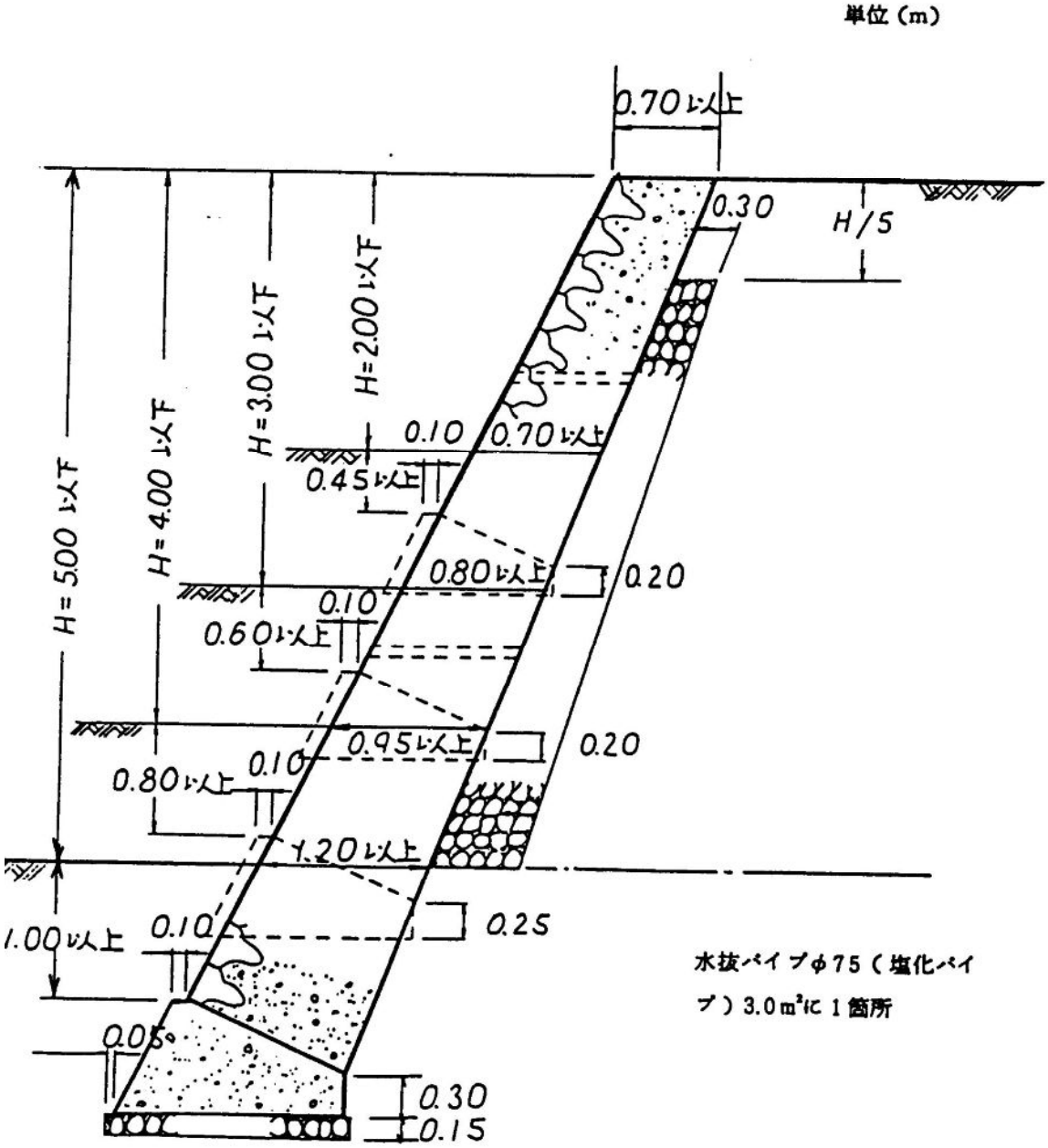

4　排水施設

切土又は盛土をする場合には、雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設を設置しなければならない。

⑴　切土のがけ又は盛土のがけ（擁壁で覆われたがけを含む。）の下端

⑵　前号のがけの上端に続く地盤面（余盛及び小段の地表面を除く。）の地表水をがけ下に流下させる場合におけるがけの上端及びがけ面の部分又はがけの地盤の部分

⑶　道路又は道路予定地の周辺

⑷　切土をした場合における湧水又は湧水のおそれのある箇所

⑸　盛土をすることとなる土地における地表水の集中する流路又は湧水の箇所

⑹　その他地表水を速やかに排除する必要のある土地の部分

⑺　前各号までの排水施設が集中した地表水等を支障なく排除するのに適当な土地の部分

5　その他

開発行為に関連して工事中の降雨等に対して土砂の流失等災害のないよう必要な措置を講じること。万一、工事中止の事態が生じた場合も当該措置並びに公共施設の機能に支障のないよう速やかに措置を講ずること。

別表第３

看　板　の　設　置

事業者は、開発事業に関する事前協議を受けたことを示す看板を次のとおり設置すること。

１　対象範囲　倉庫、工場等
２　設置箇所　前面道路に面した、見やすい位置
３　設置時期　建物の使用開始前

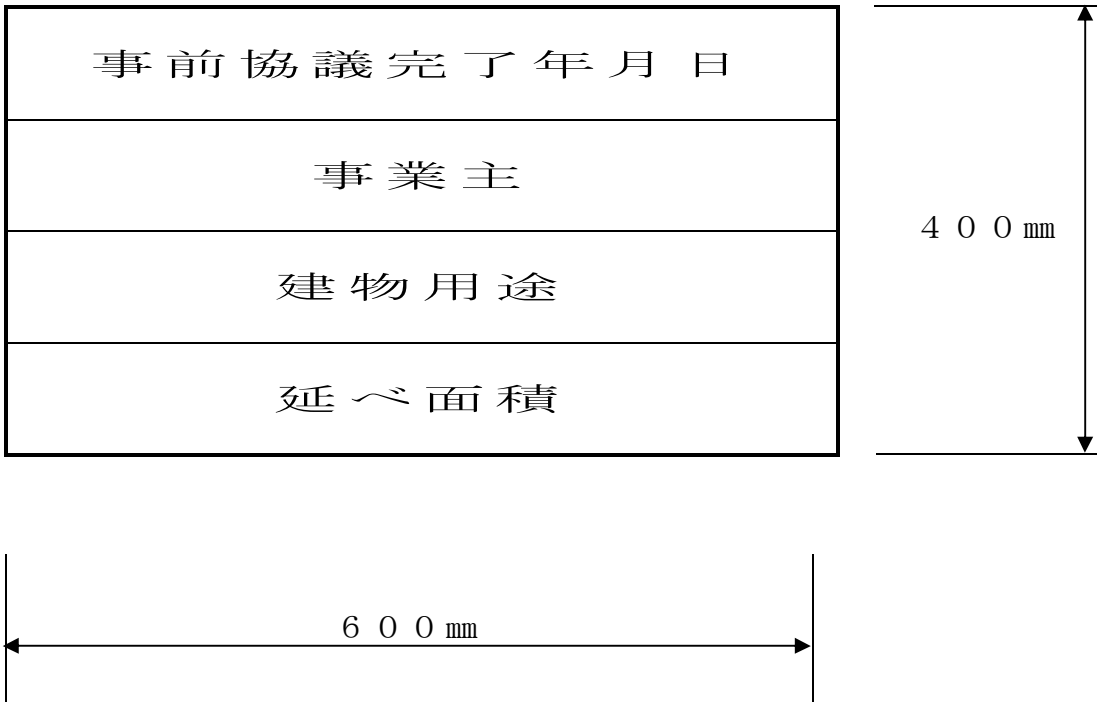

別表第４の１

共用施設設置基準

１　共用施設の維持管理は、開発地内に自治会が発足するまでの間、事業者においてこれを行うものとする。
２　共用施設の引継ぎについては、事業者の維持管理期間経過後自治会に引き継ぐものとする。

集会所施設設置基準

区　　分		規　　模	備　　考
基準戸数		約 200戸	
最低敷地面積		約 200㎡	
建築面積		約 100㎡	平屋建て、耐火構造
内訳	会議室	約　50㎡	
	和　室	約　10畳	
	湯沸室	適　　宜	
	手洗、便所	適　　宜	
	玄関、ホール、その他	適　　宜	
外部附帯設備		側溝、植栽、防犯灯、散水栓、掲示板、その他必要なもの	
内部附帯設備		電気、水道、ガス、流し台、その他必要なもの	

別表第４の２

防犯施設設置基準

１　設置後の維持管理について、道路管理担当課及び地元自治会と協議し、その結果を明記のこと。

開発面積	20ｗ蛍光灯	100ｗ水銀灯
1,000㎡以上3,000㎡未満	２灯以上	１灯以上必要に応じて設置
3,000㎡以上5,000㎡未満	３灯以上	
5,000㎡以上	別途協議	

※　地元自治会との協議により、不要であればその旨を明記のこと。

別表第４の３

ごみ集積所等設置基準

下記１の設置基準は、事業者が北播磨清掃事務組合にごみの収集を依頼する場合に適用する。民間の収集業者に委託する場合は、下記基準の１の⑴、⑸を除き、参考基準とする。また、企業系のごみについては適用しない。

ごみ集積所の設置が必要かどうかは、周辺の状況等を調査の上、地元自治会等協議が必要な関係部局と十分協議のこと。

１　ごみ集積所設置基準

⑴　事業者が設置するごみ集積所で対象となる住宅戸数が15戸以上の場合、ごみの収集作業を北播磨清掃事務組合と協議し、依頼することができる。ただし、計画家族数等を考慮すること。

⑵　道路に面して設置すること。

⑶　前面に側溝がある場合は、コンクリート、又は鉄板等で蓋を設置すること。

⑷　床面は、原則道路の高さまでコンクリート、又はモルタル仕上げ等とし、水はけをよくすること。

⑸　天井部及び全面は、開放すること。（屋根、扉等は取り付けない。）

⑹　周囲の景観に配慮すること。

⑺　詳細図については、次頁の「ごみ収集施設標準詳細図（案）」を参考にし、北播磨清掃事務組合と協議し、その結果を明記のこと。

※　設置後の維持管理について、入居者、地元自治会等関係機関と協議し、その結果を明記のこと。

ごみ集積所標準詳細図（案）

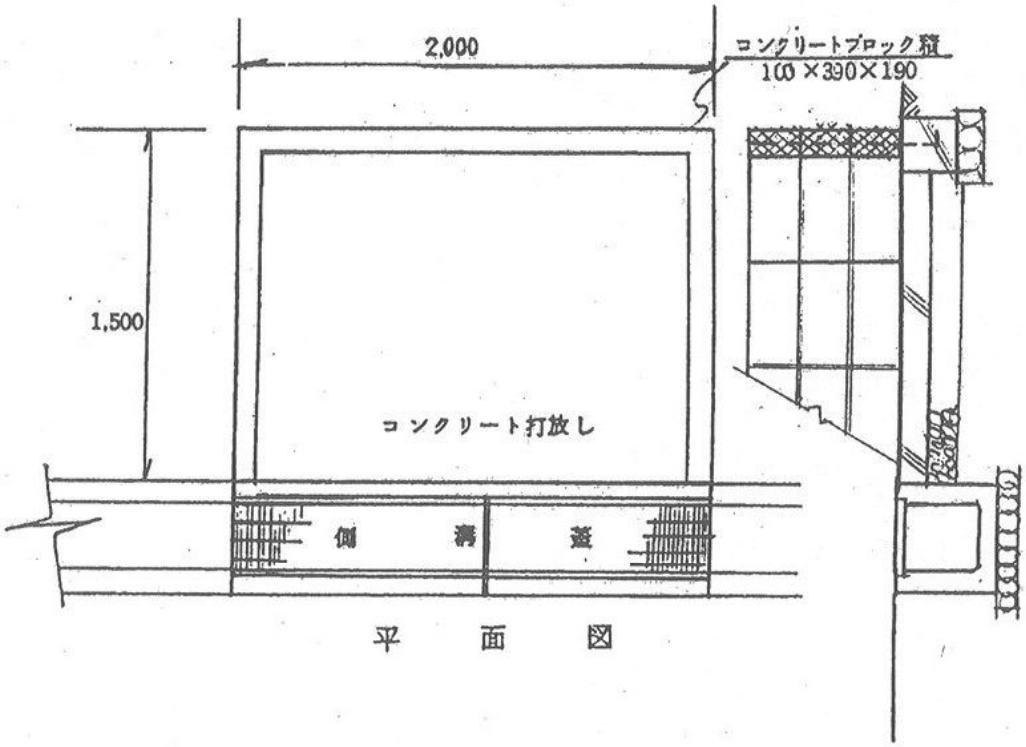

平　面　図

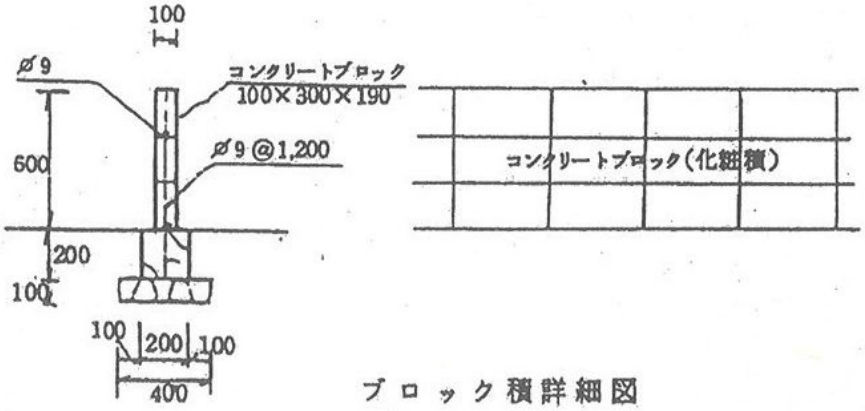

ブロック積詳細図

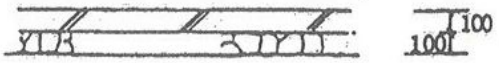

コンクリート打放し断面図

※ 上記図面は、あくまで計画戸数を16戸～20戸程度としている。

よって、入居者予定数等を勘案の上設計すること。

別表第５

道　路　設　置　基　準

１　計画道路の原則

⑴　開発区域内道路、開発区域に接する道路及び開発区域への進入道路については、市の道路計画及び本技術基準に適合するようあらかじめ市と十分協議のうえ計画すること。

ただし、**開発許可が必要な場合は、県の許可基準に適合するよう事前に確認した上で、本基準にも適合するよう計画すること。**

⑵　開発区域内における都市計画道路及び土地区画整理事業に係る道路並びに市が必要と認める道路については、事業主の負担において整備を行うものとする。

⑶　道路は、開発区域内の交通を支障なく処理できること。

⑷　道路は、開発区域外の交通に支障を来さないこと。

⑸　道路の構造は、原則として、この基準に定めるもののほか道路構造令（昭和45年政令第 320号）の基準に準じて定めること。

２　道路の配置計画

⑴　宅地造成における街区計画は、原則として街区の形状を矩形とし、その長辺は80m以上 120m未満、短辺は25m以上50m未満を標準とする。

⑵　開発区域内の道路は、次のいずれかに該当するもので、災害の防止、避難上及び通行の安全上支障がないと認められる場合を除き、袋路状としてはならない。

ア　長さ35m以内に、ロータリー又は車返し及び避難通路等が有効に設けられているもの

イ　先端部が公園、広場等公共の用に供する土地（通り抜けできるものに限る。）に接続するもの

3　道路幅員

⑴　開発区域内の主たる道路は、開発規模、予定建築物の用途に応じ、次の表に掲げる幅員以上の区域外の道路（公道）に接続させること。ただし、開発区域周辺の状況により市長が特に認めた場合はこの限りではない。

予定建築物	開　発　規　模	道路幅員
住　　宅 （２階建て以下の共同住宅を含む。）	0.3ha未満	5.0m以上
	0.3ha～ 2.0未満	6.5m以上
	2.0ha～20.0未満	9.0m以上
	20.0ha以上	12.0m以上
その他の建築物	1.0ha未満	6.5m以上
	1.0ha～10.0ha未満	9.0m以上
	10.0ha以上	12.0m以上

（開発区域外に接続すべき道路の幅員）

⑵　開発区域内に設置する道路の幅員は、開発規模、用途に応じ原則として次の表に掲げる幅員以上とすること。

予定建築物	開発規模 道路区分	0.1ha未	0.1ha以	0.3ha以	0.5ha以	2.0ha以	20ha　以
住　宅 （２階建て以下の共同共同住宅を含む）	一般区画街路	4.5	5.0	6.0	6.0	6.0	6.0
	補助幹線街路				9.0	9.0	9.0
	幹線街路					12.0	12.0
共同住宅	一般区画街路	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
	補助幹線街路				9.0	12.0	12.0
	幹線街路					12.0	12.0
その他の建築物	一般区画街路	6.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
	補助幹線街路				9.0	9.0	9.0
	幹線街路					12.0	12.0

（開発区域内に設置すべき道路の幅員単位はm）

⑶　開発区域内に設置する道路について、次に掲げるすべての事項に該当するときは、前号の規定にかかわらず有効幅員を4.5m以上とすることができる。

ア　当該道路に接する敷地が戸建て住宅、その他これに類するものに利用される場合であること。

イ　当該道路に接する区画が少ないこと。

ウ　当該道路の延長が短いこと。

エ　当該道路の利用がもっぱらこれに接する敷地に係るもので、通過交通が少ないと認められること。

オ　当該道路に接する建築敷地内に電柱が収用されることが確実である場合

⑷　開発区域に接する道路は、周辺の状況、開発規模、予定建築物の用途及び道路区分に応じ次の表に掲げる幅員以上中心線後退し、拡幅すること。

（※片側に青線、水路がある場合、要協議とする。）

<table>
<tr><td>開発規模
予定建築物</td><td>道　路　区　分</td><td>3,000㎡
未満</td><td>3,000㎡以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　　宅
（２階建て以下の共同住宅を含</td><td>主として出入口に利用する道路</td><td>3.0</td><td rowspan="6">3.0</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共同住宅</td><td>主として出入口に利用する道路</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">そ　の　他
（工場・事務所等）</td><td>主として出入口に利用する道路</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>3.0</td></tr>
</table>

（開発区域に接する道路の後退等単位はm）

⑸　前号の場合において、都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法及び旧耕地整理法等に基づき築造された道路であって、第３号の規定に準ずるもの並びに周辺の状況により市長が特に認めたものについては、この限りではない。

⑹　開発区域内に接する道路については、官民境界明示を行った結果、民有地内に道路に係る施設がある場合は、原則として当該用地を市に無償提供すること。

４　道路舗装

⑴　道路の舗装は、アスファルトコンクリート舗装を原則とする。

⑵　舗装厚は、設計Ｃ・Ｂ・Ｒ値を求め断面決定を行うものとする。ただし、市の指示に従う場合は、この限りでない。

⑶　縦断こう配が６％以上の箇所又はヘアピンカーブ等曲線半径が特に小さい箇所で事故防止上必要と認められる区間に、滑り止め舗装をすること。

⑷　アスファルト舗装の配合設計は、市の指示に従うこと。

⑸　アスファルト舗装以外の舗装材を用いる場合は、市の承認を得ること。

５　道路排水施設

⑴　道路内における雨水等を有効に排出するため、側溝、街きょ、その他必要な施設を公共用地内に設けること。

⑵　道路排水のため設けるＵ型側溝の幅員は、内寸30㎝以上とし、トラフは使用しないこと。

⑶　Ｌ型側溝を設ける場合は、雨水きょが布設された道路に限ること。

６　その他の道路構造

⑴　主要道路及び商店街地区の道路については、歩道を設置すること。

⑵　道路の法敷には、崩壊防止施設を設置すること。

⑶　道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑷　道路の交差角は、60度以上であって直角に近い角度とし、交差部分に設ける隅切りの長さ（斜辺長さ単位ｍ）は、次の表によること。

幅 員	４ｍ		６ｍ		８ｍ		９ｍ		12m		16m	
交差角	90°		90°		90°		90°		90°		90°	
	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°
幅員	3		5		5		5		6		8	
１６ｍ	2	4	4	6	4	6	4	6	5	8	6	10
１２ｍ	3		5		5		5		6			
	2	4	4	6	4	6	4	6	5	8		
９ｍ	3		5		5		5					
	2	4	4	6	4	6	4	6				
８ｍ	3		5		5							
	2	4	4	6	4	6						
６ｍ	3		5									
	2	4	4	6								
４ｍ	3											
	2	4										

※　この表に掲げる幅員以上の道路については、その都度協議する。

道路幅員が表中の数値の中間値の場合には、比例案分によること。

⑸　前号の規定にかかわらず、既設道路に設ける隅切りの長さは、その都度協議するものとする。

⑹　道路の縦断こう配は、幹線街路及び補助幹線街路にあっては、７％以下とし、一般区画街路にあっては、９％以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り１２％以下とすることができる。

⑺　道路の横断こう配は、次の表によること。

道　　路　　区　　分	勾　　配
車　道　アスファルト舗装	1.5％～2.0％
歩　道	2.0％

⑻　道路構造物の強度、形状、寸法等については、市の指示に従うこと。

7　交通安全施設等

市が必要と認める場所に、次の安全施設等を設けること。

①　防護さく　　②　道路照明施設　　③　道路反射鏡

④　道路標識　　⑤　区画線

8　その他

⑴　開発区域内に新設される道路においては、電柱等について関係機関と事前に協議のこと。

⑵　開発区域内の広幅員道路から敷地への車両の直接出入りは行わないこと。

⑶　前号の規定にかかわらず、予定建築物の用途、規模、地形等によりやむを得ないと認められる場合において当該道路の機能を維持し得る措置を講じたときには、当該道路（曲線半径60m未満の屈曲部及び縦断こう配９％超える箇所を除く。）から敷地へ直接出入りすることができる。

⑷　この技術基準に定めのない事項については、都市計画法、道路法及び兵庫県開発許可技術的指導基準による。

道路舗装標準断面構成

アスファルト舗装の構成及び設計施工については、日本道路協会発行のアスファルト舗装及びコンクリート舗装要綱に準拠するものとし、設計に当たっては、必ず土質調査を行い、次の舗装構成表に基づいて舗装断面を決定すること。

なお、路床土のＣＢＲが2.5%以下の軟弱な路床土については、遮断層を設けること。

舗　装　構　成　表　　（単位：ｃｍ）

街路の種類	街路の構成	路床のＣＢＲ					
		２％	３％	４％	６％	８％	12%以上
幹線街路（Ｂ交通）	ア	５	５	５	５	５	５
	イ	５	５	５	５	５	５
	ウ	２０	１５	１５	１０	１０	１０
	エ	３５	３５	２５	２５	１５	１０
	合　計	６５	６０	５０	４５	３５	３０
補助幹線（Ａ交通）街路	ア	５	５	５	５	５	５
	ウ	１５	１５	１５	１０	１０	１０
	エ	３５	２５	２０	２５	１５	１０
	合　計	５５	４５	４０	４０	３０	２５
一般区画（Ｌ交通）街路	ア	５	５	５	５	５	５
	ウ	１０	１０	１０	１０	１０	１０
	エ	３０	２０	１５	１０	１０	１０
	合　計	４５	３５	３０	２５	２５	２５

ア　表層工　　密粒アスコン

イ　基層工　　粗粒アスコン

ウ　上層路盤工　ＨＭＳ粒度調整鉱滓（ＣＢＲ＞８０）

エ　下層路盤工　ＭＳ混合鉱滓（ＣＢＲ＞３０）

道路標準断面　　1

開発区域内の道路は、次の図（ア～キ）の幅員構成及び構造を標準とする。

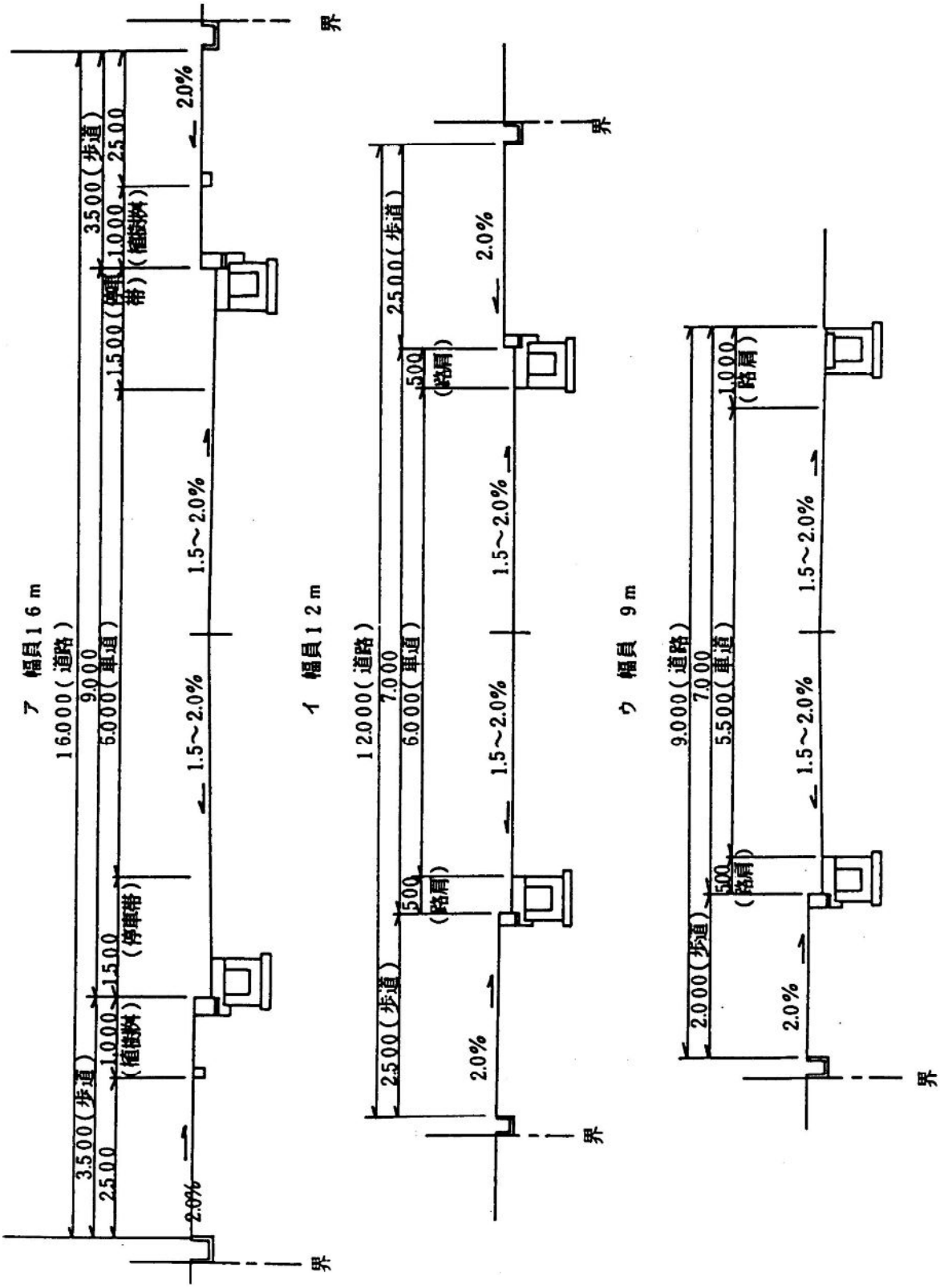

道路標準断面　　２

エ　幅員７ｍ

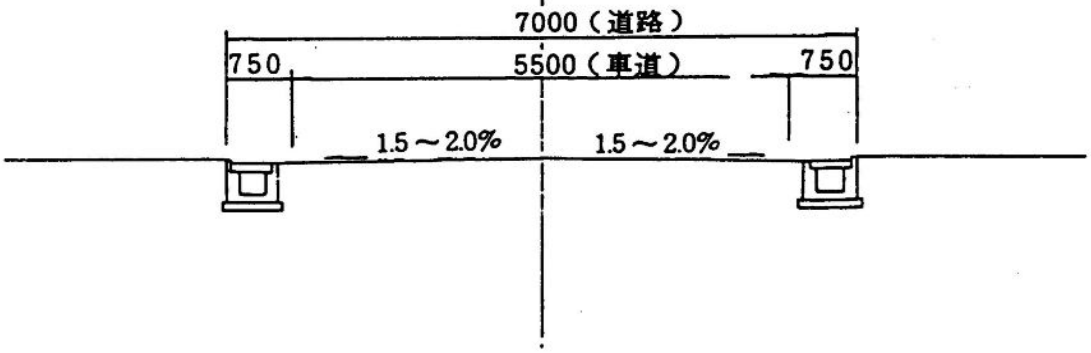

オ　幅員６ｍ

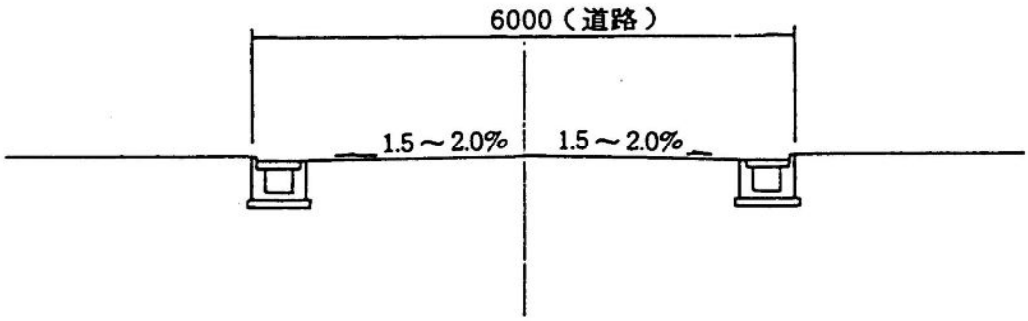

カ　幅員５ｍ

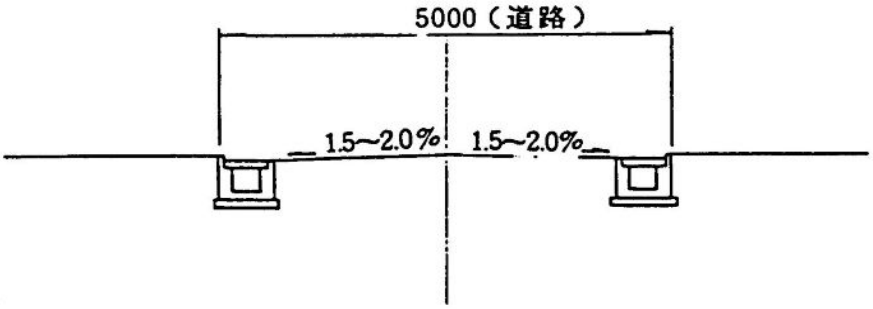

キ　幅員４ｍ

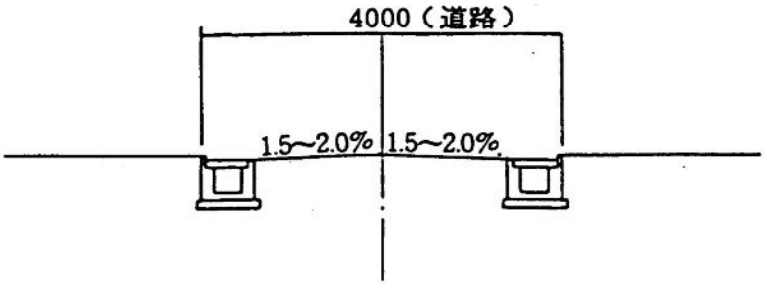

場所打Ｕ型側溝　　Ａ

道路側溝は、次の図（Ａ～Ｅ）を標準とする。

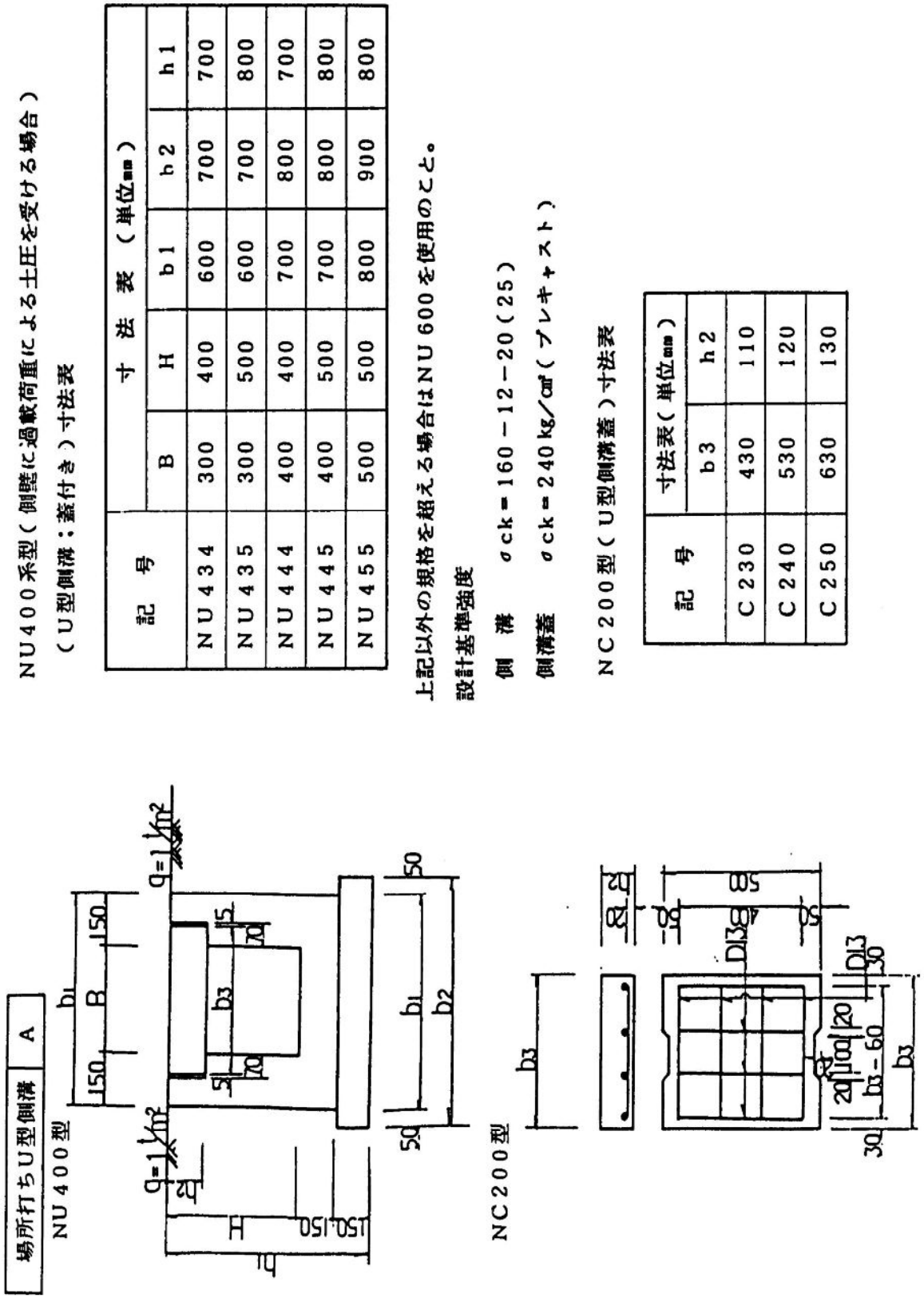

記号	寸法表（単位mm）				
	B	H	b1	b2	h1
ＮＵ４３４	300	400	600	700	700
ＮＵ４３５	300	500	600	700	800
ＮＵ４４４	400	400	700	800	700
ＮＵ４４５	400	500	700	800	800
ＮＵ４５５	500	500	800	900	800

上記以外の規格を超える場合はＮＵ６００を使用のこと。

設計基準強度

側　溝　　σck＝160－12－20（25）

側溝蓋　　σck＝240kg／cm²（プレキャスト）

記号	寸法表（単位mm）	
	b3	h2
Ｃ２３０	430	110
Ｃ２４０	530	120
Ｃ２５０	630	130

場所打ち側溝蓋	B

NC300型（NU400系型用）

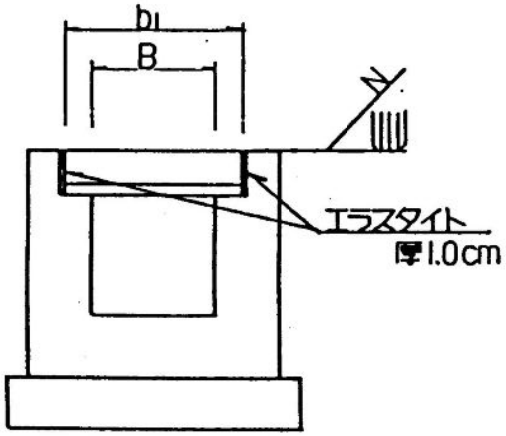

NC300系型

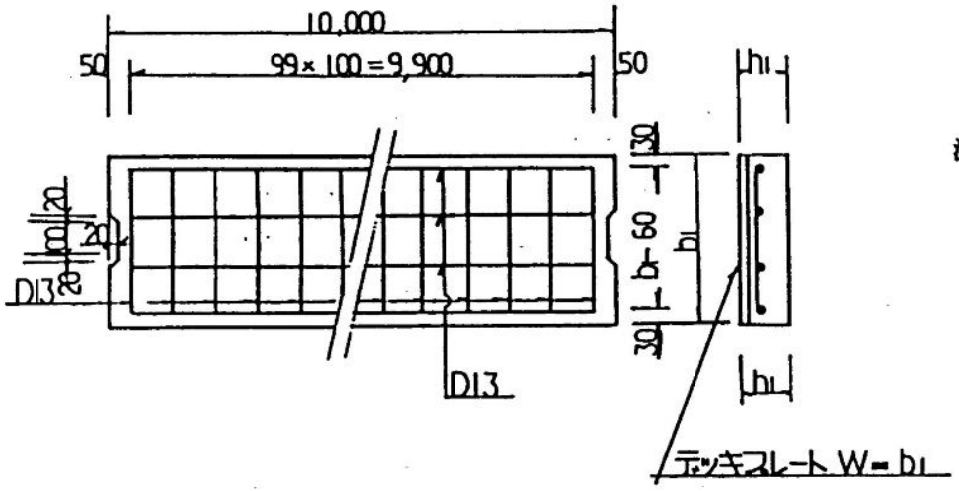

NC300系型（U400系型側溝用）寸法表

記　号	寸法表（単位mm）		
	B	b1	h1
NC330	300	420	110
NC340	400	520	120
NC350	500	620	130

使用コンクリート　210－12－20又は25N

（通称キーストンプレート）

使用デッキプレート

AKD12（JIS　G3352）鉛系さび止塗装

重ね代

13.02kg／m²×1.045＝13.60kg／m²

注意事項

1. デッキプレートの下面には、鉛系さび止塗装（塗料17kg／100m²）を行うこと。

側溝付街渠工	C

GU型

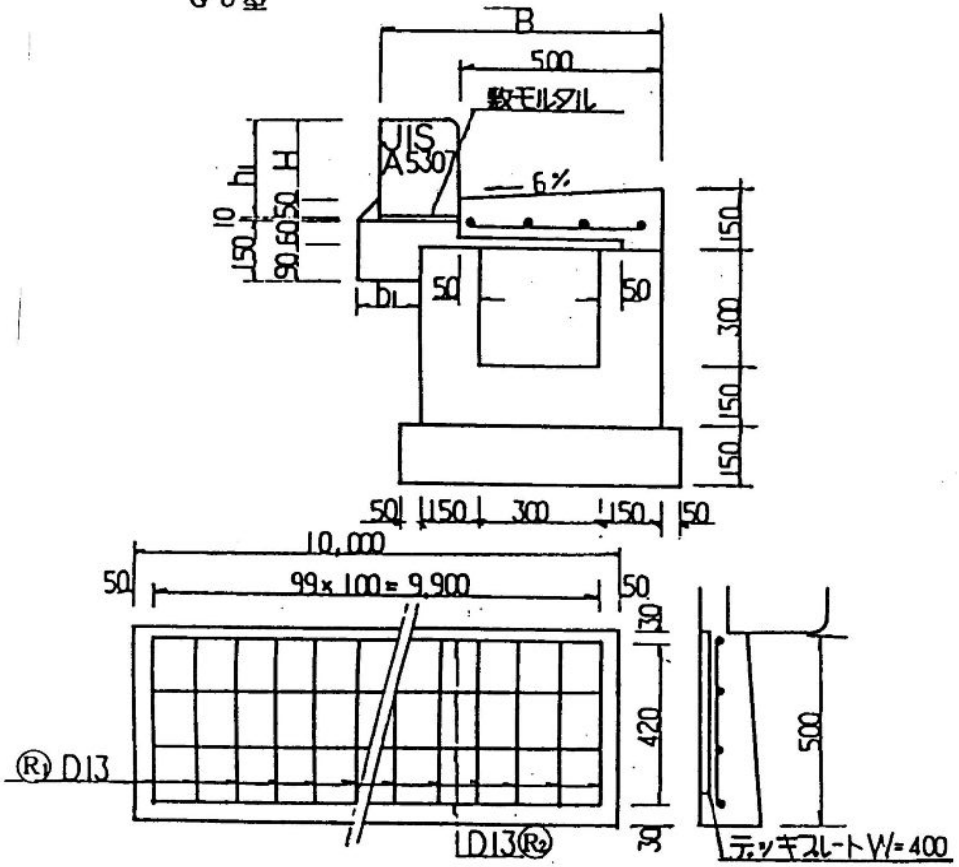

	本数（10m当たり）	長さ（mm）
鉄筋R1	100	420
鉄筋R2	4	9.900

GU型寸法表

記号	寸法表（単位mm）			
	B	H	b1	h1
GU20	665	150	115	200
GU25	700	200	150	250
GU30	705	250	155	300

使用コンクリート　側溝部　σck＝160kg／cm²

街渠部　σck＝210kg／cm²

使用デッキプレート（通称キーストンプレート）

AKD12（JIS G3352）鉛系さび止塗装

重ね代
13.02kg／cm²×1.045＝13.60kg／cm²

注意事項

1. デッキプレートの下面には、鉛系さび止塗装（塗料17kg／100m²）を行うこと。

側溝付街渠工　C

街渠工	D

G 型

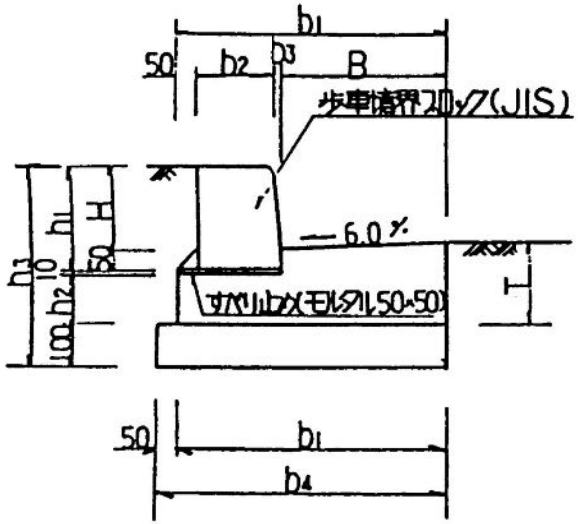

記号	G 型 寸 法 表 (単位mm)									
	B	H	T	b1	b2	b3	b4	h1	h2	h3
NG 315 A	300	150	150	515	150	15	565	200	72	382
NG 320 A	300	150	200	515	150	15	565	200	122	432
NG 325 A	300	150	250	515	150	15	565	200	172	482
NG 315 B	300	200	150	550	180	20	600	250	72	432
NG 320 B	300	200	200	550	180	20	600	250	122	482
NG 325 B	300	200	250	550	180	20	600	250	172	532
NG 415 A	400	150	150	615	150	15	665	200	66	376
NG 420 A	400	150	200	615	150	15	665	200	116	426
NG 425 A	400	150	250	615	150	15	665	200	166	476
NG 415 B	400	200	150	650	180	20	700	250	66	426
NG 420 B	400	200	200	650	180	20	700	250	116	476
NG 425 B	400	200	250	650	180	20	700	250	166	526
NG 515 A	500	150	150	715	150	15	765	200	60	370
NG 520 A	500	150	200	715	150	15	765	200	110	420
NG 525 A	500	150	250	715	150	15	765	200	160	470
NG 515 B	500	200	150	750	180	20	800	250	60	420
NG 520 B	500	200	200	750	180	20	800	250	110	470
NG 525 B	500	200	250	750	180	20	800	250	160	520

歩車道境界ブロック（ＪＩＳ）

使用コンクリート　　σck＝160kg／cm²

歩車道境界ブロック（ＪＩＳ）寸法表

歩車道境界ブロック	寸法表（単位mm）				重量 kg／個	摘要
	a	b	h	L		
A　種	150	170	200	600	45	ＪＩＳ　Ａ5307
B　種	180	205	250	600	60	
C　種	180	210	300	600	82	

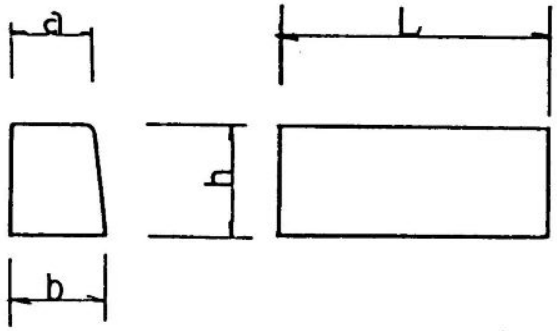

場所打ちU型側溝	E

NU500系型

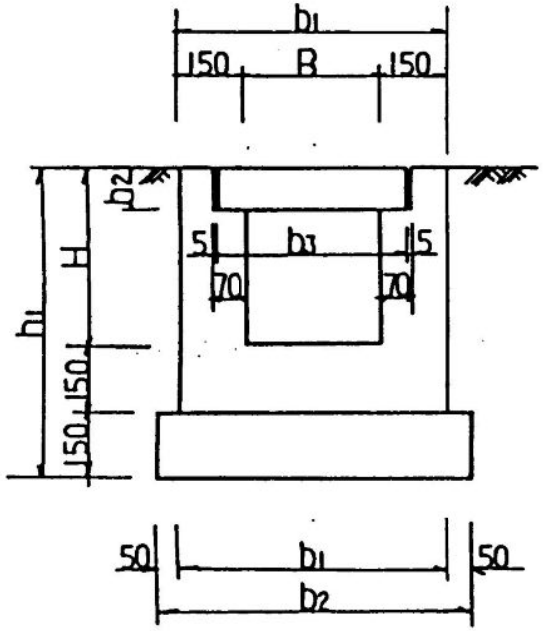

NU500系型（側壁に過載荷重による土圧を受けない場合）

（U型側溝；蓋付き）寸法表

記　号	寸　法　表　（単位mm）				
	B	H	b1	b2	h1
NU534	300	400	600	700	700
NU535	300	500	600	700	800
NU536	300	600	600	700	900
NU544	400	400	700	800	700
NU545	400	500	700	800	800
NU546	400	600	700	800	900
NU555	500	500	800	900	800
NU556	500	600	800	900	900
NU557	500	700	800	900	1000
NU566	600	600	900	1000	900
NU567	600	700	900	1000	1000
NU577	700	700	1000	1100	1000

上記以外の規格を越える場合はNU600を使用のこと。

NC100型

設計基準強度

側　溝　　σck＝160－12－20(25)

側溝蓋　　σck＝240kg／cm²(プレキャスト)

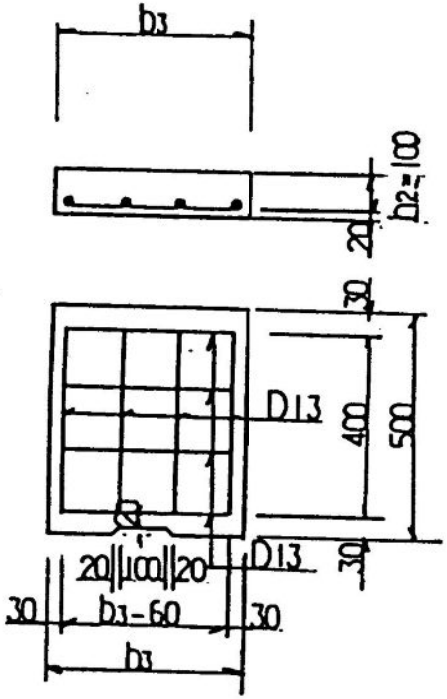

NC100型(U型側溝蓋)寸法表

記　号	寸法表(単位mm)	
	b3	h2
NC130	430	100
NC140	530	100
NC150	630	100
NC160	730	100
NC170	830	100

歩　　道

歩道の構造及び舗装は、次の図によるもののほか下記のとおりとする。

ア　一般部

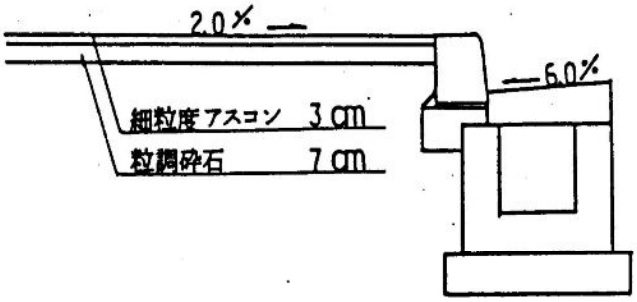

イ　切り下げ部（但し、普通車乗入れ部のみ、大型車乗入部は別途協議とする。）

歩車道境界ブロック	切り下げ幅員
A　型	1.00m
B　型	1.50m
C　型	2.00m

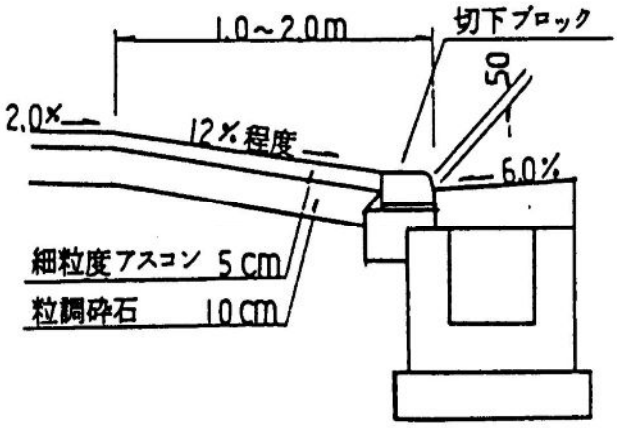

ロータリー及び回転広場

袋路地道路の設置については、道路延長35m以内ごと及び終点に車の回転に支障のない回転広場等を設けなければならない。ただし、交通避難上支障がない場合は、この限りでない。

ただし、上位法令等を優先すること。

（道路の中間に設ける場合）

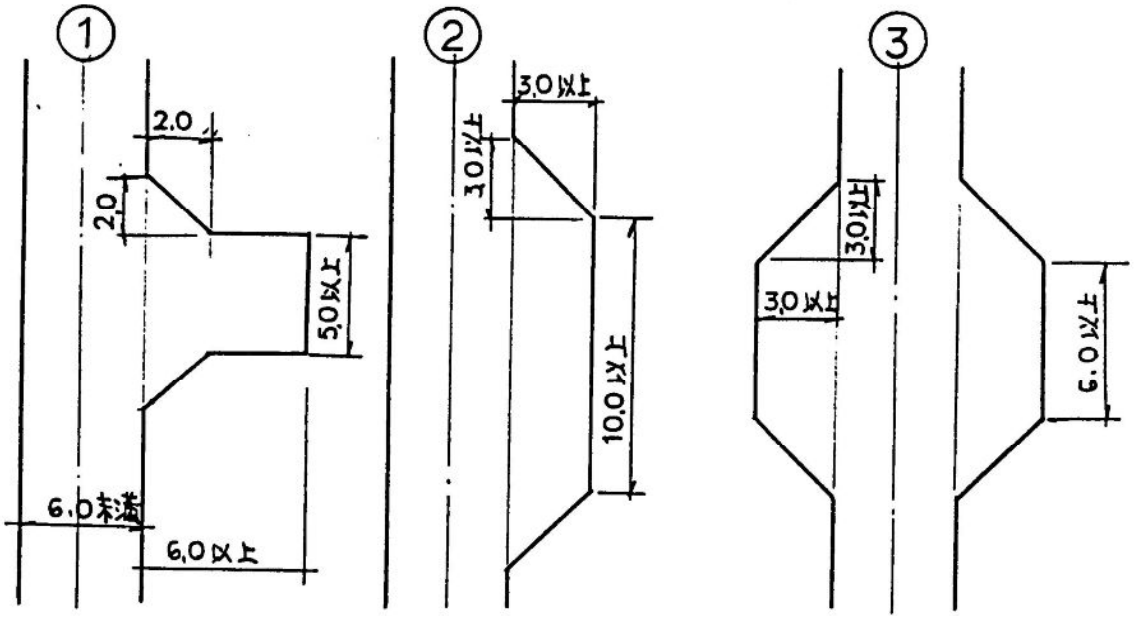

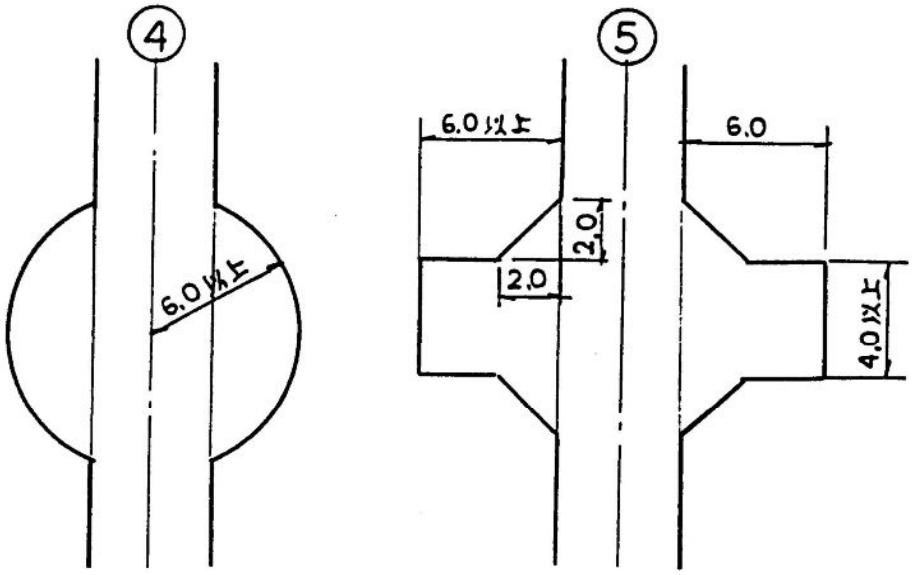

（道路の終端に設ける場合）

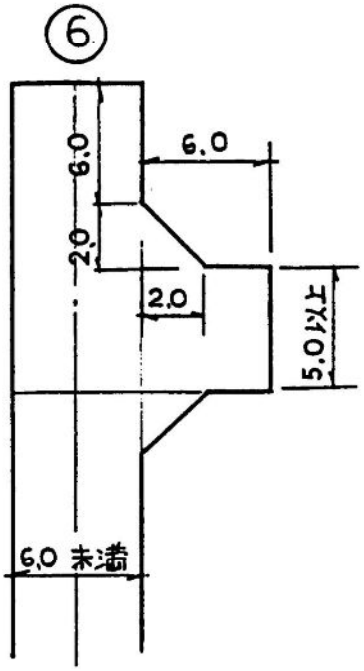

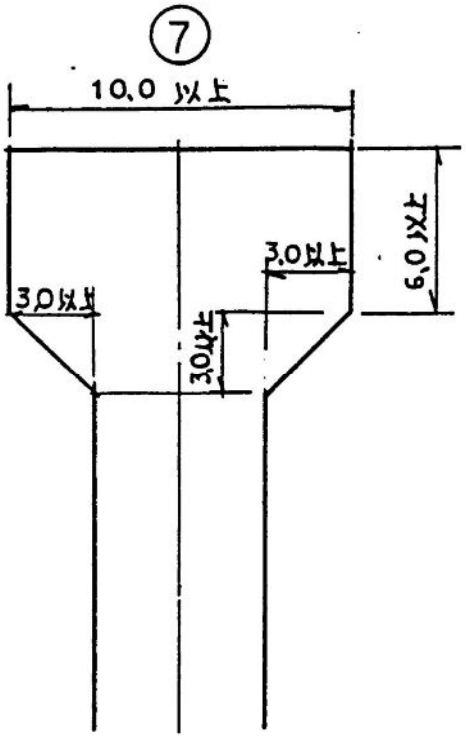

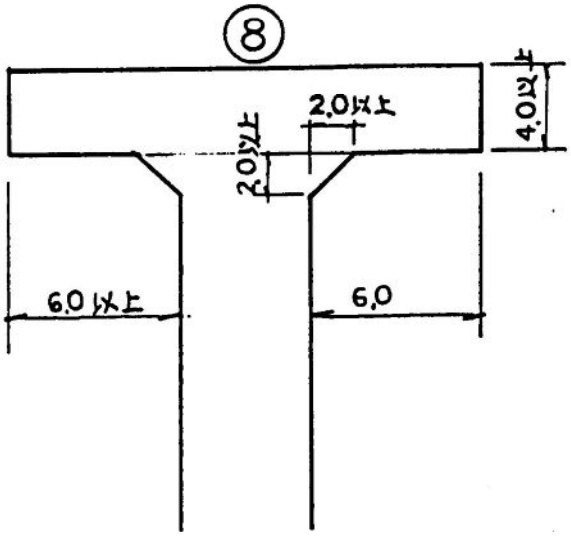

電柱の設置標準図

（幹線道路）

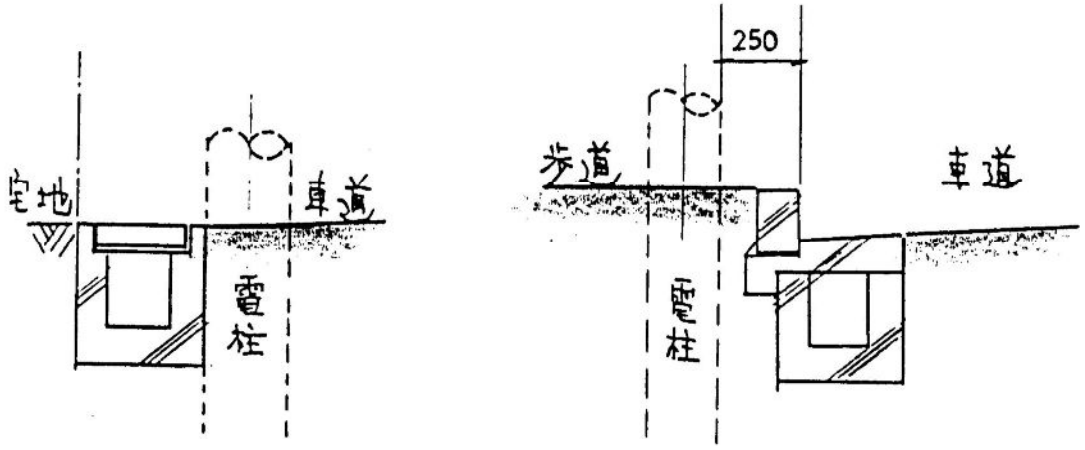

（区画道路）

下図を標準図とするが、通過交通量が特に少なく道路交通上支障がない場合はこの限りでない。ただし、道路有効幅員は確保すること。

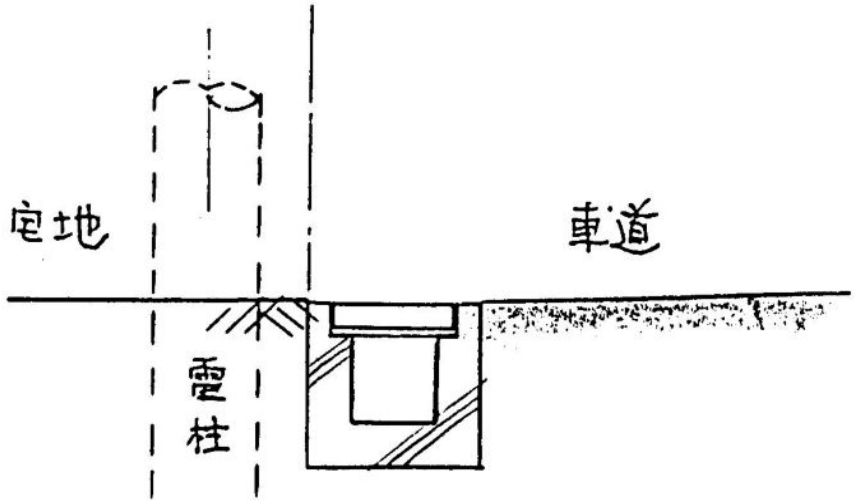

別表第６

公園設置基準

１　公園施設計画

⑴　開発区域の規模が 0.3ｈａ以上の開発事業に当たっては、次の基準による公園等を設置するものとする。

<table>
<tr><th>開発区域の規模</th><th>公園等の面積</th><th>公園面積の配分</th></tr>
<tr><td>0.3ha以上
５ha未満</td><td rowspan="3">開発区域の規模の３％以上</td><td>１箇所 150㎡以上となるよう努めること。</td></tr>
<tr><td>５ha以上
２０ha未満</td><td>１箇所 300㎡以上。
1,000㎡以上の公園を１箇所以上配</td></tr>
<tr><td>２０ha以上</td><td>１箇所 300㎡以上
1,000㎡以上の公園を２箇所以上配</td></tr>
</table>

公園の配置に当たっては、地区住民が安全かつ有効に利用できる位置に設置すること。

前表の規定にかかわらず、開発区域の面積が 0.3ha以上５ha未満の開発行為にあっては、開発区域の周辺に面積の合計が開発区域の面積の３％以上の公園が存し、その利用について当該公園の管理者が支障ないと認めるとき、又は予定建築物等の用途等から公園の設置を必要としないと特に認められる場合は、この限りでない。ただし、公園の標準規模は幼児公園 300㎡～ 1,000㎡、街区公園 1,000㎡～10,000㎡、近隣公園10,000㎡～30,000㎡とする。

⑵　公園の施設は、次の基準によるものとする。

公園の種類	施　設　設　置　例
幼児公園	砂場、ブランコ、滑り台、シーソー、散水栓、門、動物型遊具ベンチ、柵、照明灯、植栽、手洗い
街区公園	幼児公園の施設以外にジャングルジム、便所等
近隣公園	街区公園の施設以外に休憩所、野外卓、展望台、運動施設、花壇等
	20,000㎡を超える公園施設については、上記のほかに休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用に供する施設、ごみ集積所、便所２箇所等

⑶　公園は、機能を重視し、長方形又はこれに近い形で園路、広場、遊戯施設、植栽その他の公園施設が有効に配置できる形状とする。

⑷　公園の周囲はできる限り、民地に接しないものとする。

⑸　1,000㎡以上の規模の公園は、少なくとも２方が道路（緑道を含む。）に面するものとし、出入口は２箇所以上設置するものとする。なお、交通安全対策を配慮するものとする。

⑹　公園は、低湿地、高圧線下その他利用に支障及び危険となる場所を避けるものとする。

⑺　土砂の流入及び流失、法面及び石積の崩壊並びに排水不良等が生じないよう公園内外の排水施設等を完全にするものとする。

⑻　公園の周囲及び幼児等の利用に危険な箇所に周囲さく及び危険防止さくを設置するものとする。

⑼　園路及び広場は、幼児等の利用に支障のないよう整地等の措置を十分講ずるものとする。

⑽　公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及びこう配で設けるものとする。

⑾　公園樹木として高木（高さ３m以上のもの）及び低木（常緑樹で高さ 0.4m以上のもの）を植栽するものとする。

⑿　公園の区域を明示するため、境界くい又は境界びょうを設置するものとする。

⒀　公園施設の種類、数量、配置及び構造等については、市と協議するものとする。

⒁　その他の施設設置基準については、都市公園法（昭和31年法律第79号）に準拠すること。

別表第７

西脇市排水施設基準

１　排水計画の基本原則

⑴　排水計画は、西脇市の下水道計画に整合することを原則とし、当該開発区域内にとどまらず集水区域全体を考慮し、かつ区域内の雨水及び汚水を速やかに排除するため、必要十分な施設計画とすること。

⑵　排除方式は原則として分流式とし、かつ自然流下により排除すること。また、雨水以外の下水は暗きょによって排出させること。

⑶　開発事業による流域の変更は、原則として認めない。

⑷　開発区域内の排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等から想定される雨水及び汚水を有効に排出できるようにその構造を定めること。

⑸　排水施設を計画するに当たっては、開発区域及びその他の状況からみて開発区域より上流域となる区域を考慮すること。

２　公共用排水施設

⑴　公共の用に供する排水施設は、道路その他の維持管理上支障のない場所に設置すること。

⑵　公共の用に供する排水施設のうち暗きょである構造の部分の内径又は内のり幅は、20㎝以上とし、原則として 0.6m以上の土被りをとること。

３　開発区域外の排水施設との接続

⑴　開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況を考慮して開発区域から排出される下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水路に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

⑵　開発区域から排出される下水を公共下水道に放流する場合は当該公共下水道の管理者、その他の排水施設に放流する場合は当該施設の管理者と協議すること。

４　排水施設の基準

⑴　計画雨水量の算出は、次の式によること。

$$Q1 = \frac{1}{360} C \times I \times A$$

Ｑ１＝計画雨水量(㎥/sec)

Ｃ　＝流出係数：宅地、裸地 1.0、草地、造成緑地 0.8、
林地 0.7

Ｉ　＝降雨強度： 120㎜/hr　　(10分間降雨量20㎜)

Ａ　＝集水面積（ha）

⑵　前項の規定にかかわらず、公共下水道の処理区域における開発行為にあっては、当該区域の下水道管理者との協議の上、定められた値を用いることができる。

⑶　流速は、汚水管にあっては、計画下水量に対し、最小 0.6m/sec、最大 3.0m/secとする。雨水管にあっては、計画下水量に対し、流速は最小 0.8m/secとする。なお、下流に行くに従い流速を漸増させること。

⑷　開水路の計画通水量は、次の式を満足させること。

Ｑ１（計画雨水量）≦ 0.8Ｑ２（計画通水量）

⑸　汚水量の算出には、一般には次の値を標準とすること。

住宅の場合

計画１人１日最大汚水量　600～ 700 ℓ

計画１人１日平均汚水量

計画１人１日最大汚水量の75％

計画時間最大汚水量

計画１人１日最大量の１時間当たりの数量の 150％

住宅地以外の場合は、予定建築物の用途又は規模等に応じて想定される計画使用水量を勘案して算出すること。

⑹　暗きょである部分で方向、こう配、管径変化、地点及び合流箇所にはます又はマンホールを設置し、その底には深さ50以上の泥だめを設けること。

⑺　排水路の計画通水量の算出は、次の式によること。

Ｑ２＝Ａ×Ｖ

Ｑ２＝計画通水量（㎥/sec）

Ａ　＝流水断面積（㎡）

Ｖ　＝流速（m/sec）次のいずれかの式により算出すること。

（クッター公式）

$$V=\frac{23+\dfrac{1}{n}+\dfrac{0.00155}{I}}{1+\left(23+\dfrac{0.00155}{I}\right)\times\dfrac{n}{R^{1/2}}}\times(R\times I)^{1/2}$$

（マニング公式）

$$V=\frac{1}{n}\times R^{2/3}\times I^{1/2}$$

n：粗度係数

区　分	n	区　　分	n
塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管	0.010	砂利を露出するような古いｺﾝｸﾘｰﾄ	0.020
強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管	0.010	粗石ﾓﾙﾀﾙ積	0.025
ﾋｭｰﾑ管	0.013	粗石空積	0.035
現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ	0.014	石積	0.025
ﾋｭｰﾑ管	0.013	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品	0.013
ｺﾝｸﾘｰﾄ面	0.015		

Ｉ：こう配

Ｒ：径深　　Ａ／Ｐ（m）

Ｐ：流水の潤辺長（m）

⑻　敷地内の雨水排水施設は原則として開きょとし、道路敷に接する位置に設けること。

⑼　開発事業を行うことにより相当量の土砂及び雨水の流失が予測される場合は、沈砂地と調整池を設置し原則として市に無償提供すること。なお、調整池の構造、設計基準は兵庫県土木部の「調整池指導要領及び技術基準」によること。

⑽　雨水排水施設及び汚水排水施設の構造物、形状、寸法、使用材料等については市の指示に従うこと。

⑾　公道内で布設する汚水管きょの管種は原則として塩化ビニール管同等以上とし、管きょの最小管径は内径 200㎜とする。

⑿　この技術基準に規定のない事項については「下水道法」、「下水道法施行令」、日本下水道協会発行「下水道施設設計指針と解説」及び市下水道課の指導によること。

別表第８

下水道設置基準

当技術基準等については、申請前に下記の各担当課と十分協議の上、計画を行うこと。

⑴　公共下水道：下水道担当課

⑵　農業集落排水：農業集落排水担当課

※ 開発事業の規模により処理施設の処理能力を超えるおそれがあるため協議を要す。